

内航船舶売買契約書 改定趣旨書

一般社団法人日本海運集会所

内航船舶の売買に広く利用されている、書式制定委員会制定の内航船舶売買契約書（2020年2月最終改定）では、船舶の売買価格の記載欄に関して、第一部のボックス記載欄④で「総額」と「消費税」の2つの項目が列記されていた。これは、元々売買価格につき、「総額」と、そのうち建造引当金がどのくらいになるかを記載する「内建造引当金」の2つの項目があったところに、消費税の導入によって「消費税」の項目が追加され、その後昨年2月に「内建造引当金」の項目が削除されたことによるもので、この「総額」には「消費税」を含む意図はなかった。

しかし、本年4月より、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」がその効力を失うことにより、事業者が一般消費者と取引する場合においてあらかじめ価格を表示するときは、消費税を含めた価格を表示しなければならなくなった。

本書式はあくまでも契約書式であって、あらかじめ価格を表示する場合ではないし、また本書式の利用は主に事業者間での取引を想定しているが、こうした世の中の変化から、現行の書式を利用する事業者の方々に、この「総額」に「消費税」を含むとの誤解を与える可能性がある。そこで2021年2月5日開催の2020・2021年度第2回書式制定委員会において、以下のとおり「総額」との表記を廃止した上、「消費税等」の記載欄を独立した項目として「売買価格」の下に表記するよう修正し、関連する条文もこれに合わせて修正することとした。

（第一部）

旧表記

④	売買価格	総額	金	円(第2条2項)
		消費税	金	円(第2条2項)

修正後の表記

④	売買価格	金	円(第2条2項)
⑤	消費税等	金	円(第2条2項)

※一般に消費税と呼ばれるものは、消費税と地方消費税を合算したものを指しているため、「消費税等」と表記した。

（参考）

・消費税法

第63条 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

第29条 消費税の税率は、100分の7.8とする。

・地方税法

第72条の82 地方消費税については、第20条の4の2第1項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

第 72 条の 83 地方消費税の税率は、78 分の 22 とする。

(第二部)

旧条文

第 2 条【代金、手付金の支払方法及び権利証書の受渡し】

2. 買主は、第一部⑥欄記載の残代金及び本船の売買価格に対する第一部④欄記載の消費税を本船の受取りと同時に、第一部⑦欄記載の場所において売主に支払う。
3. 売主は、前項の残代金及び消費税の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするために必要な一切の書類を買主に引き渡す。

第 7 条【受取義務と受取拒否又は代金の不払いによる契約の解除】

3. 第 2 条に従って買主が残代金及び消費税を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。

修正後の条文

第 2 条【代金、手付金の支払方法及び権利証書の受渡し】

2. 買主は、第一部④⑦欄記載の残代金及び第一部④欄記載の本船の売買価格に対する第一部④⑤欄記載の消費税等（消費税及び地方消費税）を本船の受取りと同時に、第一部⑧欄記載の場所において売主に支払う。
3. 売主は、前項の残代金及び消費税等（消費税及び地方消費税）の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするために必要な一切の書類を買主に引き渡す。

第 7 条【受取義務と受取拒否又は代金の不払いによる契約の解除】

3. 第 2 条に従って買主が残代金及び消費税等（消費税及び地方消費税）を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。

※なお、表記の変更（記載欄の追加）に伴い、以降の記載欄の番号も併せて繰り延べることにした。

■